

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月の国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月及び同年3月

私は、平成19年に60歳になったので社会保険事務所で厚生年金保険の裁定請求をしたところ、昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

母親から勧められて、昭和52年2月に市役所に出向いて説明を聞いた上で、2か月分の国民年金保険料に付加保険料を加えて4,000円ぐらい納付したのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行っているなど、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、昭和52年2月25日に国民年金に任意加入し、同時に付加保険料を納付する申出も行っていることが確認できる上、定額保険料と付加保険料の合わせて2か月分を4,000円ぐらい納付したと申し立てしているところ、申立期間の保険料総額は、申立人が主張する金額とおおむね一致（ $(1,400+400) \times 2 = 3,600$ 円）し、申立内容には信ぴょう性がうかがえる。

さらに、市によると、任意加入の申出があった翌月の昭和52年3月に納付書を発行し申立人に送付していたとしており、納付意識の高い申立人が、納付書を受領し、国民年金に任意加入した同年2月及び同年3月の定額保険料並びに付加保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで

私は、昭和35年10月に結婚し、同年12月にA市で店を開業した。

その後、昭和36年に、自宅兼店舗に来た市役所の職員らしき人から国民年金に関する説明を聞き、夫婦一緒に国民年金に加入した。

国民年金保険料は妻が納付していた。妻は生前、「国民年金制度発足当初から、ずっと継続して保険料を集金人に払っていた。」と言っていた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年12月26日に払い出されており、この時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和39年11月10日に払い出されており、国民年金制度が発足した36年から夫婦一緒に国民年金に加入したとする申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、国民年金保険料を納付していたとする妻から、納付方法について、昭和36年4月までさかのぼって一括して納付したとは聞いておらず、その記憶も無いとしている。

このほか、申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらのことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものとは認め難い。

2 申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間直前の昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料と、申立期間直後の 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、前後を過年度納付した期間に挟まれた当該期間の国民年金保険料についても過年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、婦人会の会長や義母からの強い勧めもあり、昭和 46 年 12 月に婦人会の当番に国民年金の任意加入の手続きを行ってもらい、58 年 2 月までの間、国民年金保険料を未納無く納め続けたと記憶しているが、社会保険庁の記録では、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 46 年 12 月 6 日付けで、国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の国民年金への加入意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、国民年金への加入後、申立期間直前の昭和 56 年 6 月までの 115 か月間、及び申立期間を挟み、57 年 4 月から 58 年 1 月までの 10 か月間、国民年金保険料を未納無く納付し続けており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立期間当時、申立人には転居、出産、夫の転勤等の生活環境の変化は無く、当時の夫の収入は十分にあり、国民年金保険料の納付に窮する状態では無かったとしている上、申立期間は 9 か月と比較的短期間であることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

昭和46年ごろ、子供の就学について市役所に相談に行った際、国民年金と国民健康保険への加入を勧められた。

それ以来、年金が受給できるように、国民年金保険料を夫婦一緒に納付してきた。未納期間があると知らされたが、夫と二人分の保険料を同じようにまじめに納付してきたので未納期間があるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が国民年金保険料を夫婦一緒に納付したと主張しているところ、当該期間について、申立人の夫は納付済みとなっていることが確認できる上、当該期間は3か月と短期間であり、その前後で申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間のみが未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票及び申立人の所持する領収書によれば、申立期間①の直後の47年4月から同年6月までの国民年金保険料については48年4月に現年度納付により、47年7月から同年12月までの保険料については48年5月に過年度納付により、48年1月から同年3月までの保険料については同年6月に過年度納付により、それぞれ納付されていることが確認できることから、48年4月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立期間①の一

部は時効により納付できない期間となる。

さらに、申立人には申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した記憶も無く、上記の国民年金手帳記号番号の払出し以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和46年ごろ、私の妻が子供の就学について市役所に相談に行った際、国民年金と国民健康保険への加入を勧められた。

それ以来、年金が受給できるように、国民年金保険料を夫婦一緒に納付してきた。保険料を納付し始めた最初のころに未納期間があると知らされたが、未納期間があるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に国民年金手帳記号番号が払い出された以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票によれば、昭和45年度の国民年金保険料が昭和48年12月に納付されている記録が確認できるところ、当該記録については、社会保険事務局によると、第1回特例納付の納付期間ではないが、受給権確保の観点から特例納付を認めたものと推察される上、申立人が所持する国民年金手帳により、昭和47年度の国民年金保険料が48年4月に一括で現年度納付されていることも確認できる。このことから、これら両期間の間に相当し、過年度納付が可能な申立期間のみを未納とすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から43年3月まで
② 昭和44年7月から45年2月まで

昭和39年3月に会社を退職した後、妻がA市に行って、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、以後、3か月に一度、集金人が来て、妻が、妻自身と私の国民年金保険料を支払っていた。当時、今のような国民年金手帳ではなく、小さな白い手帳に領収書を貼っていたが、集金人が現在の国民年金手帳を持ってきた時に「新しい国民年金手帳に国民年金に加入した日が記載されているので大丈夫」と説明をして、母を含めた3人分の小さな白い手帳を回収していった。私の妻は、たとえ納付が遅れるようなことがあっても、納付書で支払っていたはずだとしており、そのような妻が国民年金の加入の手続だけをして、私の保険料だけ未払いなのは、あり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無い上、申立人が所持する国民年金手帳が昭和44年9月16日に交付されていることから、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和44年9月16日に交付されており、昭和44年度の検認記録欄及び検認台帳に検認印が無いものの、自身の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付し、納付意識が高い申立人の妻は、もし納付書が届くようなことがあれ

ばすぐに支払っていたはずだとしており、A市によると、当時、希望があれば過年度納付書を作成していたとしていることから、申立人の妻が、納付書により過年度納付を行っていたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 21 日から同年 7 月 28 日まで
② 昭和 40 年 1 月 15 日から 43 年 9 月 1 日まで

年金支給年齢が近くなり、社会保険事務所に赴き年金記録を調べてもらったところ、厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金が支給済みとの回答を受けたが、昭和 43 年に A 社を退職する際に、私と同時期に入退社した同僚と一緒に、社長から脱退手当金の説明を受け、「今後も会社に勤務して厚生年金保険の被保険者になることもあるから脱退手当金は受け取らないほうが良い。」と聞いたので受け取らないようにした。

私は会社に脱退手当金の請求をしてもらっていないし、自分でも請求をしていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 43 年 9 月の前後 5 年間に同資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている女性退職者 12 人中、脱退手当金の支給記録がある者は申立人だけである上、申立人と同時期に申立てに係る事業所である B 社と A 社の両方に入退社し、脱退手当金を受けていない元同僚は、A 社を退職する際に、申立人と一緒に社長から「脱退手当金を受給した場合は将来の年金につながらないので受け取らないほうが良い。」との助言を受けたとしており、申立人の主張と一致することからも、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、元同僚、申立人の姉及び妹は、「申立人は A 社を退職後、私たちと共同で申立人の姉の自宅にある作業所で、平日は毎日、朝から夕方まで縫製の仕事をしていた。当時は仕事が忙しく、仕事を休むこともできなかったため、社会保険事務所には行くことはできなかった。」とそろって証言している上、元

同僚は、「申立人が脱退手当金を受け取っていたのであれば、私にも受け取った方がよいとの話があったはずだが、そのようなことはなかった。」としており、申立人の姉及び妹は、「申立人が脱退手当金を受け取ったということは聞いたこともないし、申立人から脱退手当金の請求を頼まれたことも無い。」としているなど、申立人の当時の状況についての複数の証人による証言には一貫性があり、信ぴょう性は高い。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間に係る二つの事業所の厚生年金保険被保険者台帳には、いずれも申立人の生年月日が誤って記載され、正しい生年月日に訂正されたことがうかがえず、申立人が脱退手当金の請求手続を自ら行っていたのであれば、自分の生年月日を誤記入するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和33年8月16日から34年10月21日までの期間については、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を34年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、33年8月及び同年9月は7,000円、33年10月から34年9月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和39年1月8日から同年8月1日までの期間については、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における当該期間に係る資格喪失日（39年1月8日）及び資格取得日（39年8月1日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月16日から34年10月21日まで
② 昭和39年1月8日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和33年6月1日から34年10月20日まで、B社には37年3月1日から39年9月26日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、それぞれの33年8月から34年10月までの期間及び39年1月から同年7月までの期間が厚生年金保険未加入になっていた。両社共に在職を証明できる証拠や保険料控除を示す給与明細書等はないが、社会保険料が控除されていたことは覚えている。A社は33年8月17日にC市からD市に移転したが、引き続き勤務していた。B社についても、途中で退職はしておらず、営業を担当しており、会社が倒産した際には得意先を回り、集金した金を社員の給料に充てたことを記憶している。欠落した期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、A社に昭和34年10月20日まで勤務したとしているところ、同社における元同僚5人が、申立期間に申立人が勤務していたと証言している上、そのうち一人は、「自分の退職時（同年10月1日）にも勤務していた。」としていることから、申立人の主張には信憑性があり、当該期間において同社に勤務していたものと認められる。

また、A社は昭和44年4月1日に全喪しており、当時の事業主は既に死亡していることから当時の状況について供述を得ることができないものの、A社の元経理担当者は、「A社においては全員が正社員で、全員が厚生年金保険に加入しており、給与から保険料が控除されていたはずである。」としている上、複数の元同僚が、「全員が厚生年金保険に加入していたはずである。」と証言していることから、申立人は申立期間①の期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、昭和33年8月及び同年9月を7,000円、同年10月から34年9月までを6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①に行われるべき事業主からの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和33年8月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月から34年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、申立人は、B社において昭和37年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年1月8日に同資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度同資格を取得しており、同年1月から7月までの申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、B社における複数の元同僚は、同社が昭和39年9月26日に倒産するまで申立人は継続して勤務していたと証言している上、元経理担当者は、「従業員全員について、給与から厚生年金保険料が控除されてい

た。」と証言していることから、申立人は当該期間に同社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の社会保険事務所の記録から、昭和39年1月から同年7月までを2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和39年1月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年9月1日）及び資格取得日（昭和31年11月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年9月1日から31年11月1日まで

昭和27年にA社に入社し、36年6月までずっと勤めていた。主に現場の監督として働いていたが、本籍はずっと本社にあり、給与も本社で受け取っていた上、病気や事故で休職したこともない。ずっと同じ会社に勤めて厚生年金保険料を控除されていたのに、厚生年金保険の記録が途切れているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和27年6月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年9月1日に同資格を喪失後、31年11月1日に同社において再度同資格を取得しており、30年9月から31年10月までの申立期間の被保険者記録が無いことが社会保険庁の記録により確認できるものの、当該事業所の元同僚3人は、「申立人は、申立期間に継続してA社に勤務していた。」と証言している。

また、当時の事務担当者(事業主の娘)は、申立人について、①勤務していた期間を通じて業務内容及び勤務形態の変更は無かったこと、②申立期間において厚生年金保険料を控除していたことを証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録から判断すると、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年9月から31年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間に係る資格喪失日（昭和35年3月1日）及び資格取得日（36年4月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から36年4月1日まで

昭和33年高校卒業後、知人の紹介でB社に入社した。同社は5店所有しており、私はA社に配属され、3年間ずっと仕事をしていた。この間、異動や転職をしたことは無く、なぜ1年余だけ厚生年金保険の記録が途切れているのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和33年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年3月1日に同資格を喪失後、36年4月1日に同社において再度同資格を取得しており、35年3月から36年3月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人と共に働いた複数の元同僚は、申立人が申立期間においてA社に継続勤務していたことを証言している。また、申立人が記憶している元同僚の厚生年金保険の記録も継続している。さらに、A社の親会社であるB社に入社した元従業員については、当該元従業員が入社した当時、同社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、A社で厚生年金保険に加入させていたことが確認できることから、当時、厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年3月から36年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 37 年 10 月 25 日まで
② 昭和 37 年 11 月 24 日から 38 年 8 月 11 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 21 日から 40 年 2 月 16 日まで
④ 昭和 40 年 2 月 17 日から 41 年 2 月 20 日まで

私は、平成 19 年に年金記録問題が大きく騒がれるようになったので、最寄りの社会保険事務所で自分の年金記録を照会したところ、昭和 33 年 8 月から 41 年 2 月まで会社に勤務していた期間について、42 年 8 月 4 日に脱退手当金を支給したとの回答を受けた。

私は、昭和 41 年 2 月 20 日付けで出産のために退職したが、いずれは再び会社で働く予定でいたし、退職後は国民年金に加入して保険料を納付していたので、脱退手当金を受給しているはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの脱退手当金については、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年 5 か月後の昭和 42 年 8 月 4 日に支給決定されていること、及び申立人が申立期間④において勤務していた事業所を同時期に退職した他の 3 人の女性被保険者全員が脱退手当金を受給していないことから、当該事業所が脱退手当金を代理請求していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間④に係る事業所を退職した昭和 41 年 2 月中に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されており、翌 3 月からは国民年金保険料の納付が開始されていることから、申立人には年金を通算させようとする強い意思が感じられるため、申立人が脱退手当金を請求していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和41年2月16日から同年4月1日まで

私は、専門学校卒業後、A社にちょうど1年間勤務し、その間毎月の給料と手取り額はすべて同じであったが、厚生年金保険の加入記録は5か月分しか無い。社長との面接で健康保険、厚生年金保険に入ってもらおうと言われており、勤務実績、給与受取額等を考え合わせると、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間は12か月のはずで、欠落した期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言から判断すると、申立人は当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年6月1日であり、同日に12人が被保険者資格を取得していることが確認でき、当時の従業員の証言から判断すると、同社に勤務していたすべての職員が被保険者資格を取得したものと推認される上、同日に資格取得した者の中には申立人と同じ同年4月に採用された3人が含まれていることが確認できる。

さらに、申立人は、「事業主との就職時の面接において厚生年金保険に加入させると言われた。申立期間当時は給与明細書が無く、毎月一定額を受け

取っていた。」と主張しているところ、3人の元同僚も、給与の支払いについては申立人と同じ状況であったと証言しており、このうち1人は「当時の事業主が保険料を控除しないとは考えられない。」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和40年6月から同年8月までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められるところであり、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、納付したか否かは明らかでないとして判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和40年4月1日から同年5月31日までの期間については、元同僚の証言から判断すると、当該期間にA社に勤務していたことは認められるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年6月1日であることが確認できる上、元同僚は、同社における厚生年金保険の被保険者となる前は国民年金に加入していたと証言しており(当該元同僚が、38年6月から40年5月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

2 申立期間②については、社会保険事務所における厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和41年2月16日となっている上、A社に係る健康保険証が同年3月2日に社会保険事務所に返還されていることが確認できる。

また、申立人は後任者への業務の引き継ぎのため昭和41年3月まで勤務していたと主張しているが、申立人が主張する後任者がA社における厚生年金保険の被保険者となった記録は無い。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和37年11月21日、資格喪失日に係る記録を39年2月7日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、37年11月から38年9月までは1万円、同年10月から39年1月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から39年2月7日まで

私の父がA社の製品をB店の名前でC社に納入していた関係で、昭和37年11月21日にA社に入社し、39年2月7日まで勤務していた。

当時、私はA社の寮に住んでいた。また、一緒に勤務していた同僚の名前も覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している辞令簿を見ると、申立人は昭和37年11月21日に同社に採用され、39年2月7日に退職していることが確認できることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社が保管している昭和38年2月21日付けの昇給辞令を見ると、申立人を含む社員79人が昇給発令されているところ、申立人を除く78人についてはすべて同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、この中には申立人が一緒に勤務していたと主張している元同僚6人も含まれていることが確認できる。

さらに、元同僚は、「申立人と一緒にA社で仕事をしていましたが、私の在籍中に退職したと思う。私と同様の仕事をしていたので、勤務していたすべての期間について厚生年金保険の加入記録が無いとは考えられない。」と証言してい

る。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した元同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和 37 年 11 月から 38 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 39 年 1 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 11 月から 39 年 1 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年5月1日から21年3月1日までの期間については、船員保険の被保険者であったと認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を21年3月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年12月8日から20年3月31日まで
② 昭和20年5月1日から21年3月1日まで

高等小学校2年の昭和19年12月8日に、学徒動員により普通海員養成所に入所した。給料をもらっていたので申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和20年4月に船舶運営会からA社への配属通知を受け、21年2月まで同社に勤務し保険料を払っていたと思うが、船員保険の加入期間が1か月だけとなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、学校の推薦による学徒動員でB普通海員養成所に入所したとしている。

しかし、船員保険法第2条第1項に規定する被保険者は、船員法第1条に規定する船員(日本船舶又は日本船舶以外で船員法施行規則第1条に定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員)とされており、B普通海員養成所は、海員養成のために設立された国営の研修施設であり、申立人は、船舶には乗船しておらず、船員手帳も取得していないことから、申立期間①については、船員保険の被保険者となることができない。

2 申立期間②について、社会保険庁が保管しているA社に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)では、申立人に係る船員保険の資格取得日が昭和20年4月1日と記載されているのみで、資格喪失日の記載が無いにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、資格喪失日が同年5月1日とされ、1か

月のみ申立人の被保険者記録が確認できる。

このことについて社会保険庁は、「紙台帳に資格取得日のみが記載され、資格喪失日の記載が無い場合には、従来から、資格取得日に係る1か月だけを加入期間としている。」と回答している。

- 3 また、申立人は、「A社の所有する船舶にC市から乗船するよう、船舶運営会から命じられ、C市に来たが、船員の数が充足していたためC市内の寮で乗船待機を命じられ、毎日、事務所に通っていた。昭和20年6月の空襲で寮が消失し、別の寮に移ったが、被災者で一杯となったので自宅待機を命じられ、自宅(D村)に戻り待機していたところ、会社から18歳未満の者は徴用解除となったとの通知を受け、21年2月28日で退職した。通知を受けるまでは、給料はもらっていた。」と主張しているところ、申立人が寮で居住していたとする地域は、20年6月に空襲により被害を受けたことが確認できる上、文献に、申立期間当時に船員の雇用管理を行っていた船舶運営会が、20年から21年にかけて順次、徴用解除の手続を行ったと記述されていることとも符合しており、申立人の主張は信ぴょう性が高い。

さらに、申立人は自宅待機していたとしており、船員法第2条第2項に規定する予備船員(船員法第1条第1項に規定する船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの)に該当することから、船員保険法の被保険者であることが考えられる上、A社が保管する昭和20年度退職者名簿に申立人の氏名が確認できる。

- 4 これらを総合的に判断すると、申立人に係る社会保険事務所における年金記録管理は適切であったとは認められず、A社に係る申立人の資格喪失日は昭和21年3月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社における申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録から、60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 39 年 9 月 21 日まで

私は、60 歳になった時点で、社会保険事務所に年金の確認に行ったところ、昭和 39 年 9 月の A 社退職時、脱退手当金が支給されているという回答をもらったが、その当時の事についてはまったく記憶が無く、脱退手当金を受領した覚えも無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社において、申立人の被保険者資格喪失日の前後 2 年間に於いて退職した者のうち、被保険者期間が 2 年以上で、かつ女性であること条件により抽出した 15 人を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を含めて 4 人であり、その 4 人すべてについて資格喪失日から支給決定までの期間が 1 年を超えていることが確認できる上、脱退手当金を受給した者は、「自分で手続を行った。」と証言しており、また、受給していない者は、「会社から脱退手当金についての説明を受けなかった。」と証言していることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日の約 3 か月前に長男を出産し、「^{かんし}鉗子分娩により生まれた長男はしばらく入院し、その付き添いをしていた時期であり、自由がきかなかつた。その時期に脱退手当金の請求をしたり、受領しに行くことは不可能だった。」としている上、申立人の被保険者名簿（原票）の氏名は変更された形跡が無く旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、A 社退職前の、昭和 39 年 3 月 31 日に戸籍上婚姻し、改姓していることから、申立人が自ら脱退手当金を請求したとも考え難い。

さらに、申立人の元夫は、申立人と同じ会社に勤務していたものの（事業所は別）、脱退手当金を支給されたとするころ、「社会保険関係の手続はすべて本社で行ってもらい、自分自身が直接社会保険事務所に赴いた記憶は無く、また脱退手当金という制度そのものも知らなかった。」と証言していることから、申立人の脱退手当金の請求及び受領に関与していたとは認め難い上、申立人の国民年金の任意加入手続を行い、保険料を申立人に代わり納付していたとする元義母が、将来年金受給に反映される厚生年金保険加入期間の脱退手当金を請求したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和20年10月1日)及び資格取得日(22年2月7日)の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、20年10月から21年3月までは120円、同年4月から22年1月までは180円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から22年2月7日まで

昭和17年4月1日に学校に入学し、そのままA社で働いた。途中、海外のC工場に転勤になったが、帰国後も同社に勤務し続けた。申立期間は、帰国直後の期間であり、当時は寮から会社へ通勤していた。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和17年6月1日に厚生年金保険(当時は労働者年金保険)の被保険者資格を取得し、20年10月1日に同資格を喪失後、22年2月7日に同社において再度資格を取得しており、20年10月から22年1月までの申立人の被保険者記録が無い。

しかし、元同僚二人は、「申立人は、昭和20年8月15日の終戦により引揚者として帰国し、寮に入寮した。」「私が入社した昭和21年8月には、申立人は勤務していた。」と各々証言している。

また、事業主への調査及びA社D部から事業を継承したE社が設立した企業年金基金の加入員記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。さらに、同基金規約には、基金の加入員は正社員であるとともに厚生年金保険の被保険者であることと

記載されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び元同僚の記録から判断すると、昭和20年10月から21年3月までを120円とし、同年4月から22年1月までを180円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年10月から22年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
② 昭和 42 年 12 月 7 日から 44 年 3 月 2 日まで

脱退手当金を受け取ったことになっていますが、私はこの手続をしておらず、全く身に覚えの無いことです。脱退手当金を受け取っていないことを認めてください。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していたA社で昭和31年から47年までの間に退職した脱退手当金の受給資格がある女性被保険者（申立人を除く。）29人について調査したところ、同社での厚生年金保険の被保険者資格喪失により脱退手当金が支給された記録となっている者は3人であり、このうち二人は資格喪失日から1年以上後の支給決定である上、申立人については、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和46年2月20日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されている時期には、既に国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に、資格喪失日に係る記録を38年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、27年4月から同年9月までは3,000円、同年10月から28年10月までは3,500円、同年11月から29年9月までは4,000円、31年10月から34年9月までは5,000円、同年10月から35年4月までは6,000円、同年5月から同年9月までは7,000円、同年10月から36年7月までは8,000円、同年8月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から29年10月1日まで
② 昭和31年10月30日から38年1月1日まで

私は、昭和27年4月1日から37年12月31日までA社に勤務していたが、社会保険事務所の厚生年金保険の記録では、29年10月1日から31年10月30日までの記録しか確認されておらず、27年4月1日から29年10月1日までの期間及び31年10月30日から38年1月1日までの期間が欠落している。

当時の写真及びA社の証明書を添付するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び申立人の元同僚の証言並びに業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間①及び②においてA社に継続して勤務していたことが認められる上、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと証言している。

また、申立期間におけるA社の元事務担当者は、「申立人は中学卒業後、昭和27年4月に入社し、37年12月まで勤務していたことを覚えている。申立期間当時は申立人の兄も同社で勤務しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言しており、その兄の同社における厚生年金保険の被保険者期間は昭和27年6月1日から48年9月26日までであることが確認できる。

さらに、申立期間①においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していることが確認できる元同僚3人は、当該期間に申立人が同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと証言している。

加えて、申立期間②においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していることが確認できる元同僚11人は、当該期間に申立人が同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の期間の標準報酬月額については、申立人及び申立人と同時期に入社した元同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和27年4月から同年9月までは3,000円、同年10月から28年10月までは3,500円、同年11月から29年9月までは4,000円、31年10月から34年9月までは5,000円、同年10月から35年4月までは6,000円、同年5月から同年9月までは7,000円、同年10月から36年7月までは8,000円、同年8月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月から29年9月までの期間及び31年10月から37年12月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する 34 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 34 万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 60 年当時、A 社に在籍し、10 月からの標準報酬月額は 34 万円であるとの通知を会社から受け、保険料も 11 月の給与から標準報酬月額 34 万円として控除されている。ところが、社会保険庁の記録では、60 年 10 月から 61 年 9 月までの標準報酬月額が 32 万円となっている。実際に支払った保険料は 34 万円に相当するので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立人が、申立期間において、その主張する 34 万円の標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無いため明確ではないものの納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から45年3月まで

長男が2歳になった昭和41年の春ごろ、義父が私に国民年金に加入するよう勧めてくれた。義父が手続したのかどうかははっきりしないが、同じころに男性の集金人が自宅に来るようになったので、私は、その集金人に国民年金保険料を納付し、小さな領収書を受け取っていたと思う。しかし、45年には、夫が個人事業を始め経済的に苦しくなったので、保険料を納付しないようになった。

平成19年に国民年金の裁定請求をした際、昭和41年3月から45年3月までの期間の国民年金の記録が無いとされていることが分かった。私は転居をすることが多くて、当時の年金手帳や領収書といった証拠となるものは持ち合わせていないが、申立期間の国民年金の記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年の春ごろに義父が申立人の国民年金の加入手続をしてくれたかもしれないとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は46年4月19日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料については、時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付したとしており、過去にさかのぼってまとめて納付した記憶も無く、過年度納付及び特例納付を行ったとは考え難い。

さらに、申立期間の前後に住所変更等の生活状況の大きな変化も無く、当該手帳記号番号のほかに、昭和41年ごろに別の手帳記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から49年5月まで

私は、昭和39年に市の職員の訪問を受け、国民年金への加入を勧められて加入した。その後の国民年金保険料の納付については、毎月、同市役所の窓口で国民年金印紙を購入し年金手帳に貼附^{ちようふ}する方法で納付した。申立期間の最初の手帳は大切に保管していたが、震災により紛失した。

平成19年12月に社会保険事務所から申立期間の国民年金保険料の納付記録は確認できないとの回答を得たが、間違い無く納付してきたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月に払い出されていることが確認できる上、市によれば、当時は通常3か月単位で国民年金保険料を収納していたとしているところ、49年4月から6月までの収納期間のうち、申立人が同年6月分のみ領収書を所持していることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立人には申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶も無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年3月まで

母親の話によると、国民年金制度の開始時には市役所が婦人会等に国民年金の加入勧奨や保険料の徴収を任せていて、当時、婦人会の会長だった母親は、私が20歳になった昭和37年10月に私の国民年金の加入手続をし、その後私が結婚するまでは保険料を納付してくれていたとのことであった。結婚後、少したって、母親は、今後は自分で保険料を納付するようにと、私に国民年金手帳を渡した。領収書等は残っていないが、当時の国民年金保険料は月150円ぐらいと聞いていた。

他人に国民年金に加入するように勧めていた母が私の保険料を納付していないとは思えないので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市役所が保存している申立人に係る国民年金被保険者名簿の国民年金保険料の納付記録を見ると、社会保険庁の記録と同様、申立期間の国民年金保険料は未納であり、その直後の昭和40年4月から同年9月までの6か月分の国民年金保険料が同年9月1日に納付され、同年10月以降の国民年金保険料は3か月分ずつ納付期限内に納付されていることが確認できる。また、同名簿には、記載の不備等も特に認められないことから、申立人の母親は、同名簿の納付記録のとおり、同年9月1日に年度当初にさかのぼって申立人の国民年金保険料を納付し始めたと考えるのが自然であり、それ以前の申立期間について保険料を納付していたとは考え難い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月ごろに払い出されていることが確認でき、37年10月に国民年金の

加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めたとする申立内容と相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみると、申立期間の国民年金保険料については、現年度及び過年度納付することが可能であるが、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

昭和38年3月に国民年金に加入し、その後も国民年金保険料を払い続けてきた。それなのに未納期間があると言われて納得できない。当時の市の集金人と役所の間で何か手違いがあったのではないか。集金人を信頼していたので領収書も破棄している。調査して納得できる回答をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、市の被保険者台帳によれば、昭和58年4月1日に任意加入の資格を喪失した記録がある上、社会保険事務所が保管する被保険者原票にも同日付けで資格喪失の記録があり、申立期間は記録上、未加入期間とされていることから、当該期間に納付書が発行されることは無く、申立人は国民年金保険料を納付することができなかつたものと推認される。

さらに、市では、申立期間における国民年金保険料の収納については、納付書を交付する方法で収納していたとしているところ、申立人は集金人に納付した記憶はあるものの納付書による納付については覚えが無くとしており、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月2日から23年4月22日まで
② 昭和23年7月1日から32年3月15日まで

私はこれまでに脱退手当金の受給手続きをしたことも、受給した記憶も無い。A社を退職後、どうしてもお金が必要な事情があったが、脱退手当金を受け取ってればそれに充てることができたのに、それができずに困ったので、受け取っていないことは間違い無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間①に係る事業所を退職後及び申立期間②に係る事業所を退職後の2回、脱退手当金を受給していることが確認できる上、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、いずれも支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①については厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後、申立期間②については約2か月後にそれぞれ支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間①については、当該申立てに係る事業所の被保険者名簿により、申立人が被保険者資格を喪失した昭和23年4月の前後2年間に同資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている女性退職者17人中、申立人を含む8人に脱退手当金の支給記録がある上、申立人を含む4人については同日(23年6月8日)に脱退手当金が支給されていることが確認できる。

さらに、申立期間②については、当該申立てに係る事業所の被保険者名簿により、申立人が被保険者資格を喪失した昭和32年3月の前後2年間に同資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている女性退職者19人中、申立人を含む14人に脱退手当金の受給記録がある上、このうち31年から32年にかけて同資格を喪失した者については、資格喪失日の1か月から2か月後に脱退

手当金が支給されていることが確認できる。

これらのことに加えて、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを併せ考えると、申立期間①及び②において、それぞれの事業所では、女性退職者について脱退手当金の代理請求を行っていた可能性が高いものと推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間、A社に勤務していた。

給料(初任給は1万6,000円)から2,000円か3,000円程度引かれていたことを覚えており、保険料が控除されていたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における元同僚は、「申立人が高校を卒業してすぐに入社したのは覚えているが、1か月程度しか在職しておらず、申立人が厚生年金保険料を控除されていたかどうかは分からない。」と証言している上、申立期間に同社に在籍していたことが確認できる元従業員6人は、申立人のことを覚えていないことから、申立人が同社に勤務していたことは推認されるものの、申立人の勤務状況は明確でない。

また、社会保険事務所が管理するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和40年2月1日から同年5月31日までの間に44人が同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該名簿には申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、加入期間が1か月未満の者の資格の得喪も適正に記録されており、社会保険事務所の記録に不自然さはみられない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 32 年 9 月まで

昭和 28 年 4 月から勤務した A 社での厚生年金保険の記録が無い。当時勤務先の同僚と撮った写真があるので、この期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容及び当時の複数の元同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 31 年 10 月 1 日であり、最初に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 8 人のうち、被保険者名簿の整理番号が 1 番から 4 番までの 4 人については、申立人はよく記憶しており、申立人が資料として提出した写真にもその 4 人が写っているが、整理番号が 5 番から 8 番の 4 人は写っていない。

また、申立人は、整理番号が 5 番から 8 番の 4 人について、「あまり面識がなく、自身が B 社に移ってから A 社に入社している。」と証言していることから、申立人は、A 社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和 31 年 10 月 1 日より前に B 社に移籍したものと推認できる。

さらに、申立人が移籍した B 社は、昭和 32 年 9 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は被保険者名簿の整理番号の 1 番としてこの時期に加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 43 年 3 月に転勤の内示を受けて、同年 6 月 30 日にホテルに宿泊し、同年 7 月 1 日に A 支店に挨拶に行き、同日午後から B 営業所に勤務した。転勤の際には社員も同行してくれた。主人も同じ事業所に勤務しており、転勤により厚生年金保険の記録が 1 か月欠落したこともあったので、申立期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する、申立人の「退職届」及び「退職者報告書」によると、申立人が昭和 43 年 6 月 29 日に退職したことが確認できる上、「退職届」の筆跡は、申立人の筆跡と符合する。

また、申立てに係る事業所は、「昭和 43 年 6 月分の保険料については、申立人の給料から控除しておらず、その結果、社会保険事務所の記録どおりの届出をした。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の記録は、申立てに係る事業所が加入していた企業年金基金の記録と一致することから、社会保険事務所が申立人の資格喪失日に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 28 日まで
② 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 6 月 30 日まで

今から約 40 年前の事なので、勤務した会社の前後も明確ではないが、申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社で勤務して厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険適用事業所として「A社」及び「C社」の2事業所が確認でき、このうち、当時、A社に勤務していた元従業員一人(昭和 43 年 9 月 1 日被保険者資格取得、44 年 1 月 1 日同資格喪失)の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、申立期間①における申立人の勤務状況等について確認できない上、社会保険事務所が管理する被保険者名簿においても、申立期間当時の健康保険者証の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

2 申立期間②について、申立てに係る事業所は、社会保険事務所が管理する事業所名簿で確認できない上、申立人は事業所名について定かではないとしているため、社会保険庁が管理する事業所名簿を基に、事業所名が類似する2事業所(B社、D社)について調査したが、すでに2事業所とも廃業しており、申立人の勤務状況等を確認することができない。

また、それぞれの事業所において、申立人が勤務していたことについて、当時在籍していた複数の元従業員に確認したが、申立人が在籍していたこと

を確認できない。

さらに、社会保険事務所が管理する被保険者名簿においても、申立期間当時の健康保険者証の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない

- 3 このほか、申立人は当時の同僚等について記憶しておらず、それぞれの勤務期間についての記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 21 日から 41 年 10 月 21 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 21 日から 41 年 10 月 21 日までの間、A社B工場で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、私がこの期間についての脱退手当金を受給していることとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場によると、申立期間当時、退職者に対して脱退手当金に関する詳細な説明を行っていたものの、脱退手当金を本人に代わって請求及び受給していたかどうかについては不明であるとしているが、申立人と同時期に退職した複数の元従業員による「脱退手当金は、退職直後に会社で受け取った。」、脱退手当金は、退職時に退職金と一緒に受け取った。」とする証言から、同事業所においては、脱退手当金を代理で請求及び受給していたものと推認される。

また、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を見ると、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和42年2月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 23 日から 35 年 5 月 1 日まで

昭和 32 年 5 月に A 社 B 支店に入社し、33 年 10 月に肺結核にかかって入院しました。入院中は会社から傷病手当をいただいております、同僚が届けてくれました。35 年 4 月ごろに退院して会社に行くと、人事課の人から、他の人より遅れてしまったので退職した方が良いといわれ、仕方なく退職しました。厚生年金保険の加入記録が入院前の 33 年 9 月までしかないのは納得できません。

第3 委員会の判断の理由

事業主から申立期間当時の退職者名簿が提出されており、当該名簿によれば、申立人が昭和 33 年 10 月 22 日付けで病気のため依願解雇となっていることが確認できる。

また、申立人は入院中に会社から「傷病手当」を受領していたとしているが、入院中に会社から通知類を受けたことは無いとしており、関連資料等が無いため、当該手当が会社の制度か否か確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。